

Q S T病院医療事故等公表基準

1. 目的

医療事故等について、その事実と対応策等を公表することは、以下の意義があり、その究極の目的は「質の高い安全な医療の提供」にある。

- (1) 医療事故等を公表することで、病院運営の透明性を高めることになり、国民・患者様の知る権利に応えるとともに、医療への信頼を獲得することができる。
- (2) 病院が医療事故等を公表することにより、他の医療機関への情報提供にもなり、医療安全管理に資することとなる。

2. 用語の定義

(1) 医療事故（アクシデント）

過失の有無に関わらず、医療の全過程において発生する人身事故一切を包括していうものであり、この中には患者ばかりでなく医療従事者が被害者である場合や、医療行為とは直接関係のない転倒・転落等も含むものとする。したがって、医療事故には、医療内容に問題があつて起きたもの（過失による医療事故：医療過誤）と医療内容に問題がないにも関わらず起きたもの（過失のない医療事故）とがある。

(2) インシデント（ヒヤリハット）

日常の医療現場で、「ヒヤリ」としたり、「ハット」した経験など、結果的にアクシデントやトラブルには至らなかったニアミスなどを言う。

3. 患者影響レベル

発生した医療事故やインシデント事例が患者にどの程度の影響を与えたかを区分するものであり、その指標は下記のとおりとし、レベル0からレベル3aまでをインシデント事例、レベル3bからレベル5までを医療事故とする。

- | | |
|--------|---|
| レベル 0 | 誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった場合。 |
| レベル 1 | 誤った行為を実施したが、結果として患者に変化は生じなかった場合。またはその場の対処ですみ、今後に影響を及ぼさないと考えられる場合。 |
| レベル 2 | 行った医療又は管理により、患者に影響を与えた、又は何らかの影響を与えた可能性がある場合。 |
| レベル 3a | 行った医療又は管理により、本来必要でなかった簡単な治療や処置が必要になった場合（消毒、湿布、鎮痛剤投与などの軽微なもの）。 |
| レベル 3b | 行った医療又は管理により、本来必要でなかった濃厚な治療や処置が必要になった場合（同意書が必要な検査・処置、手術など）。 |
| レベル 4 | 行った医療又は管理により、生活に影響する重大な永続的損害が発生した可能性がある場合。 |
| レベル 5 | 行った医療又は管理が死因となった場合。 |

4. 医療事故の公表の判断について

(1) 5で規定する公表の判断は、病院長が医療安全管理委員会（以下、「委員会という。」）の医療事故の公表の可否について協議し、それに基づき意思決定を行う。ただし、緊急を要する場合は、病院長の判断に基づき決定する。

(2) 委員会においては、以下の項目を検討し公表の可否を審議する。ただし、委員会は、

委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

- 一 医療事故の事実関係
- 二 医療事故の患者の身体への影響度
- 三 医療事故の過失の有無
- 四 医療事故の社会的な影響度

(3) 公表する場合には、以下の項目についても検討する。

- 一 公表する内容、範囲及び方法
- 二 公表までの手続きの正当性（患者様及びご家族への説明と同意、個人情報への保護等）

5. 公表の基準

以下の基準に基づき、医療事故等を公表する。

- (1) 患者影響レベル4、5に相当し、過失があると判断される医療事故（医療過誤）について、下記の事項を原則公表する。
 - 一 発生した事故の概要：日時、場所、状況、原因
 - 二 当事者に関する情報：所属部門、専門分野、経験年数、学会資格
 - 三 事故に対する今後の対策と改善状況
 - 四 その他必要となる事項
- (2) 過失がないと判断される医療事故であっても、社会的な影響が大きいと考えられる場合には、必要があればこれを公表する。
- (3) 病院長は、すべての医療事故及びインシデントについて、統計的資料として、下記の事項を原則公表する。
 - 一 行為別分類統計
 - 二 その他必要となる事項
- (4) 公表（4の（3）を除く。以下同じ。）にあたっては、患者様及びご家族に対し事前に十分に説明を行い、原則として書面により同意を得る。なお、同意が得られない場合は、患者様及びご家族の人権等に配慮し、公表は差し控えるものとする。
- (5) 公表する内容から、患者様及びご家族等が特定、識別されないように個人情報の保護に十分配慮する。
- (6) 公表は、病院ホームページへの掲載等によるものとする。
- (7) 公表時期は下記によるものとする。
 - 一 4の（1）及び（2）については、患者様及びご家族の意思を確認後、速やかに公表するものとする。
 - 二 4の（3）については、前年度分を毎年7月に公表するものとする。